

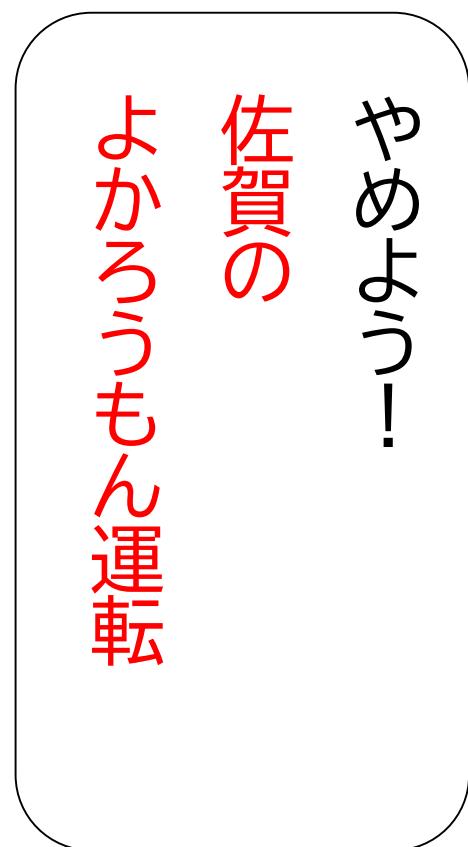
令和6年度

佐賀県交通安全県民運動実施計画



佐賀県交通安全キャラクター

マニヤー



佐賀県交通対策協議会

(事務局：佐賀県くらしの安全安心課 交通事故防止特別対策室)

令和6年度 佐賀県交通安全県民運動実施計画

1 基本方針

令和6年度佐賀県交通安全県民運動は、第11次佐賀県交通安全計画の対策方針を踏まえ、関係機関・団体の緊密な連携の下、県民総参加による運動を推進することで、県民一人ひとりに対する「交通事故防止の自分事化」と「交通事故防止に配慮した自発的行動」を醸成することで、交通事故の総量抑止はもとより、悲惨な交通事故のない安全で安心な佐賀県を目指すものとする。

2 期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日までの1年間

3 年間統一スローガン

「 やめよう！ 佐賀のよからうもん運転 」
～交通死亡事故ゼロを目指して～

4 年間重点推進事項

交通事故を防止するためには、ドライバー、歩行者を問わず、県民一人ひとりが交通事故の防止を自らの課題として認識し、自発的に交通ルールの遵守と正しい交通マナーで道路を利用するなど、交通事故の防止に配慮した行動を醸成していくことが重要である。

そのためには、それぞれの家庭、学校、職場、地域等における交通安全教育や各種機会を活用しての広報啓発など、あらゆる機会を通じて交通安全意識の高揚を図るなど、交通安全思想の普及に努める必要がある。

今年度は、重点推進事項を次のとおり定め、効果的な取組を推進する。

- (1) 携帯電話使用を始めとした「よからうもん運転」の根絶 (別記1)
- (2) 横断歩道における歩行者保護とハンドサイン横断による歩行者の安全確保 (別記2)
- (3) 高齢者の交通事故防止 (別記3)
- (4) 「原則ハイビーム」と明るい服装・反射材による夜間の交通事故防止 (別記4)
- (5) 飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶 (別記5)
- (6) 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底 (別記6)
- (7) 自転車等の交通ルールの遵守とヘルメット着用の徹底 (別記7)

5 主催

佐賀県交通対策協議会（構成機関・団体：別表1のとおり）

6 推進機関・団体

別表2のとおり

《別記1》

(1) 携帯電話使用を始めとした「よからうもん運転」の根絶

目的	佐賀県の交通事故発生の大きな要因となっている県特有の「よからうもん運転（携帯電話使用、合図不履行、信号無視、車間距離不保持）」を根絶するとともに、全人身事故の約4割を占める追突事故を防止して、交通事故総量の抑止を図る。 特に、追突事故はもとより、重大事故を引き起こしかねない危険な携帯電話使用について、重点的な広報啓発等により、その絶無を図る。
主な推進事項	<ul style="list-style-type: none">○ 携帯電話・スマートフォン等の使用禁止、早めの合図、信号の遵守、車間距離の保持等、安全運転に関する基本的事項についての広報啓発活動の積極的推進○ 追突事故の割合が全国平均よりも高く、その第一原因者に若者が多いことの周知○ 追突事故防止のための「みつつの3」運動の推進<ul style="list-style-type: none">【追突事故防止のための「みつつの3」運動】<ul style="list-style-type: none">①3秒間の車間距離②3秒・30メートルルール（方向指示器）の徹底③3分前の出発○ 広報紙（誌）等各種広報媒体を活用した積極的な広報の推進○ 街頭における指導取締りの強化

《別記2》

(2) 横断歩道における歩行者保護とハンドサイン横断による歩行者の安全確保

目的	運転者に対し、横断歩道における歩行者優先を始めとした歩行者保護の徹底を図るため、交通安全教育及び交通指導を推進する。 歩行者に対しては、「ハンドサインで渡ろう運動」を展開することで、ハンドサインによる横断の定着化を図るなど、自らの安全を守るためにの交通行動を促す交通安全教育等を推進する。
主な推進事項	<ul style="list-style-type: none">○ 車両等が横断歩道等（横断歩道・自転車横断帯）に接近する場合の減速義務や横断歩行者等（歩行者・自転車）がいる場合の一時停止義務等の横断歩行者等優先に関する交通ルールの周知徹底○ 「横断歩道以外の道路横断者の存在とその危険性」に係る広報啓発の強化○ 横断歩行者妨害等の指導取締りの強化○ 横断する意思を明確に伝えるための「ハンドサインで渡ろう運動」の推進<ul style="list-style-type: none">【ハンドサインで渡ろう運動】<ul style="list-style-type: none">①手を上げる②手を差し出す③ドライバーに顔を向ける④ドライバーの目を見る○ 歩行者の横断歩道横断等の交通ルール遵守○ 参加・体験・実践型の交通安全教育の推進

《別記3》

(3) 高齢者の交通事故防止	
目的	令和5年中、65歳以上の高齢者が関係した事故が全事故の約4割を占め、その多くが車両運転中であること、また、令和5年中の交通事故による死者13人中9人が高齢者であることから、身体機能の変化が運転や歩行に及ぼす影響等の安全教育・広報啓発を図り、高齢者の交通事故を防止する。
主な推進事項	<ul style="list-style-type: none">○ 高齢者に対する、加齢に伴う身体機能の変化が運転や歩行に及ぼす影響等の安全教育・広報啓発○ 衝突被害軽減ブレーキ等の先進安全技術を搭載した安全運転サポート車（略称：サポート）の普及啓発○ 運転に不安のある運転者等に対する安全運転相談窓口の周知と利用促進○ 自主返納制度、返納者への支援措置等の周知等による自主返納等の促進○ 70歳以上の運転者に対する高齢者マークの使用促進○ 高齢者マークを表示している自動車への保護義務の周知徹底○ 「高齢者交通安全五則（まみむめも）」を活用した広報啓発活動の推進 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"><p>【高齢者交通安全五則（まみむめも）】</p><ul style="list-style-type: none">①「ま」…待つ（安全が十分に確認できるまで待つ）②「み」…見る（周囲の状況を見る）③「む」…無理をせず止まる（交差点では無理をせず止まる）④「め」…目立つ（反射材用品を着用して目立つ）⑤「も」…もっと知る（自分の身体機能の変化をもっと知る）</div>

《別記4》

(4) 「原則ハイビーム」と明るい服装・反射材による夜間の交通事故防止	
目的	夕暮れ時は、日没による薄暗い時間帯と帰宅ラッシュが重なり、交通事故のリスクが高まるほか、夜間は視認性の低下により、重大事故発生の危険性が高まることから、ドライバーに対する「原則ハイビーム」及び車両の早めのライト点灯や、歩行者・自転車利用者に対する明るい服装・反射材用品の着用を呼び掛け、夕暮れ時や夜間における交通事故を防止する。
主な推進事項	<ul style="list-style-type: none">○ 地域や職場等での「早めのライト点灯運動」の推進○ 夕暮れ時における自動車の前照灯の早めの点灯の励行○ 歩行者・自転車利用者に対する明るい服装の着用推進と反射材用品の普及促進○ 明るい服装や反射材用品の着用効果等を周知するための広報啓発活動の推進○ 街頭における「原則ハイビーム」と反射材用品の活用指導の強化

《別記5》

(5) 飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶	
目的	飲酒運転、妨害運転（いわゆる「あおり運転」）等の悪質・危険な運転による悲惨な交通事故が全国的に発生していることから、その根絶を図る。
主な推進事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 飲酒運転し（四）ない運動の推進 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 20px;"> 【飲酒運転し（四）ない運動】 <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> ①運転するなら酒を飲まない ②酒を飲んだら運転しない </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> ③運転する人に酒をすすめない ④酒を飲んだ人に運転させない </div> </div> ○ 家庭、職場、地域等における「飲酒運転を許さない」気運の醸成 ○ ハンドルキーパー運動の推進 ○ 酒類提供業者による飲酒運転追放のための自主活動の促進 ○ 街頭における飲酒運転車両の取締りの強化 ○ 妨害運転の悪質性・危険性の周知と罰則についての広報啓発 ○ 「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転の必要性、ドライブレコーダーの普及促進等に関する広報啓発の推進

《別記6》

(6) 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底	
目的	シートベルトの着用は、交通事故発生時の救命、被害軽減効果が高いことから、後部座席を含む全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの着用義務について周知徹底を図るとともに、着用効果の広報啓発を行い、交通事故発生時における被害軽減を図る。
主な推進事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトとチャイルドシートの着用義務についての周知徹底 ○ シートベルトとチャイルドシートの着用の必要性・効果に関する理解促進 ○ シートベルトとチャイルドシートの正しい使用方法の周知徹底 ○ 高速乗合バス及び貸切バス等の事業者に対し、全ての座席におけるシートベルト着用を徹底させるための指導・広報啓発 ○ 街頭における指導取締りの強化

《別記7》

(7) 自転車等の交通ルールの遵守とヘルメット着用の徹底	
目的	自転車が道路交通法上の「車両」であることを周知し、交通ルールの遵守徹底と正しい交通マナーの実践を促すほか、全ての自転車利用者に対する乗車用ヘルメットの着用促進を図ることで、交通安全意識を高め、自転車乗用中の交通事故と危険・迷惑行為を防止する。
主な推進事項	<ul style="list-style-type: none">○ 「自転車安全利用五則」の周知による正しく安全な自転車の乗り方の広報啓発活動の推進<ul style="list-style-type: none">【自転車安全利用五則】※ 令和4年11月1日中央交通安全対策協議会交通対策本部決定<ul style="list-style-type: none">①車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先②交差点では信号と一時停止を守って、安全確認③夜間はライトを点灯④飲酒運転は禁止⑤ヘルメットを着用○ 自転車乗用中の携帯電話使用禁止など、各種禁止行為の周知徹底○ 毎月20日の県民交通安全の日を「自転車のルール遵守とマナーアップの日」に位置づけ、自転車に特化した取組の推進○ 全ての自転車利用者に対するヘルメット着用の重要性と安全性の広報啓発○ 街頭における整備点検及び交通指導の強化○ 自転車損害賠償保険への加入促進○ 特定小型原動機付自転車のヘルメット着用と交通ルールの遵守の徹底

7 各季・期間・日を定めて実施する運動等

(1) 各季の交通安全県民運動

運動の名称	運動の期間	実施要領
春の交通安全県民運動 (全国一斉)	4月6日(土) ～ 4月15日(月) (10日間)	国の交通対策本部決定に基づき、佐賀県交通対策協議会会長が決定する。
夏の交通安全県民運動	7月10日(水) ～ 7月19日(金) (10日間)	佐賀県交通対策協議会会長が決定する。
秋の交通安全県民運動 (全国一斉)	9月21日(土) ～ 9月30日(月) (10日間)	国の交通対策本部決定に基づき、佐賀県交通対策協議会会長が決定する。
冬の交通安全県民運動	12月11日(水) ～ 12月20日(金) (10日間)	佐賀県交通対策協議会会長が決定する。

(2) 期間を定めて実施する運動

運動の名称	運動の期間	実施要領
自転車のルール遵守とマナー アップ運動	5月1日(水) ～ 5月31日(金) (1か月間)	佐賀県交通対策協議会会長が決定する。
夕暮れ時の早めのライト (前照灯)点灯運動	10月1日(火) ～ 12月31日(火) (3か月間)	佐賀県交通対策協議会会長が決定する。

(3) 日を定めて実施する運動

名 称	実施日	実施要領
交通事故死ゼロを目指す日 (全国一斉)	4月10日 9月30日	春・秋の交通安全県民運動に併せて、街頭指導や広報活動を実施するとともに、地域の実情に応じた交通安全行事等を開催し、交通事故死ゼロを目指す安全意識の高揚を図る。
交通安全日 (やめよう！ 佐賀のよからうもん運転の日)	毎月 1日	交通ルールの遵守と交通マナーの向上に資するための街頭指導や広報活動を実施するとともに、交通安全教育活動を行い、交通安全意識の高揚を図る。
こどもと高齢者の交通安全の日	毎月 10日	街頭等においてこどもと高齢者に対する保護誘導活動や交通安全指導を強化するとともに、ドライバーに対しては「思いやり運転」の実践など保護意識の醸成を図る。
県民交通安全の日 (自転車のルール遵守と マナーアップの日)	毎月 20日	自転車安全利用五則の徹底など、特に自転車に特化した街頭指導等や広報活動を実施し、自転車利用者に対する交通安全意識の高揚と正しい利用を促す。
飲酒運転根絶の日	毎月 25日	各種講習会、広報媒体を活用した啓発活動を推進し、家庭や職場、地域をあげて飲酒運転の根絶を図る。

8 運動の推進要領

- (1) 県交通対策協議会及び各市町交通対策協議会等は、関係機関・団体と連携して、地域住民に運動の趣旨等の周知を図るとともに、地域の住民と協働した取組を行う等、県民総参加の運動として効果的に展開されるよう努めるものとする。
- (2) 各実施機関・団体は、運動の趣旨等について組織の全構成員に浸透を図るとともに、それぞれの組織の特性と実情に応じた実施計画を策定し、運動が効果的に展開されるよう努めるものとする。

9 各機関・団体の主な推進事項

機関・団体名	推進事項
各機関・団体 共通	<p>1 あらゆる広報媒体を活用した交通安全に関する広報啓発の強化（佐賀県が置かれている厳しい交通情勢についての周知）</p> <p>2 自組織内の全ての職員に運動の周知徹底を図るとともに、職員自身による率先的な行動の奨励</p> <p>3 県内の交通事故情勢や特徴を踏まえたタイムリーな広報啓発</p> <p>4 運動の重点に関する広報キャンペーンの展開</p> <p>5 反射材を始めとした交通安全用品について効果の周知と普及促進</p> <p>6 報道機関等に対して運動の取組について積極的に資料提供しての広報啓発</p> <p>7 こどもや高齢者に対する、街頭での保護誘導活動の推進</p> <p>8 「よからうもん運転（携帯電話使用、合図不履行、信号無視、車間距離不保持）」の根絶に向けた広報啓発（特に携帯電話使用を重点）</p> <p>9 追突事故防止のための「みつつの3」運動の広報啓発</p> <p>10 「横断歩道における歩行者保護」、「横断歩道以外の道路横断者の存在とその危険性」、歩行者に対する横断歩道利用の呼び掛け等、道路横断中における交通事故を根絶するための広報啓発</p> <p>11 「ハンドサインで渡ろう運動」を展開し、手を上げて道路を横断すること等の普及促進</p> <p>12 「高齢者交通安全五則（まみむめも）」を周知し、正しい横断の方法などの交通ルールの遵守と確実な安全確認を促すための広報啓発</p> <p>13 夜間における交通事故防止のため、「原則ハイビーム」及び早めのライト点灯、明るい服装や反射材着用促進のための広報啓発</p> <p>14 「自転車安全利用五則」の広報啓発を強化し、自転車の正しい通行方法の周知と全ての自転車利用者の乗車用ヘルメットの着用徹底</p> <p>15 自転車利用者に対する「自転車損害賠償保険」への加入促進</p> <p>16 特定小型原動機付自転車の類型の創設に伴う、新たな交通ルールの周知と遵守、乗車用ヘルメットの着用の徹底</p>

県	<ol style="list-style-type: none"> 1 交通安全県民運動の推進体制の確立 2 県民に対する運動の趣旨等の周知と運動行事への参加促進 3 交通安全県民運動の具体的実施計画の策定と実施 4 交通安全県民運動の実施のための協議会等の開催 5 市町に対する交通安全県民運動の推進要請 6 推進機関・団体等に対する推進要請 7 こどもと高齢者等に対する交通安全教育の推進 8 交通安全県民運動実施のための要領及びポスター、チラシ等の作成配布による広報活動の実施 9 新聞、テレビ、ラジオ、広報車等による広報活動の実施 10 交通安全施設等の点検・整備 11 明るい服装や反射材用品の着用促進 12 その他、交通安全県民運動の推進に関する事項
市　町	<ol style="list-style-type: none"> 1 交通安全県民運動の推進体制の確立 2 地域住民に対する運動の趣旨等の周知と運動行事への参加促進 3 交通安全県民運動の具体的実施計画の策定と実施 4 交通安全県民運動実施のための連絡会議等の開催 5 交通安全指導員等による街頭指導の実施 6 交通安全県民運動に関する各種広報資料の作成配布等による広報活動の実施 7 広報車、防災無線、有線放送等による広報活動の実施 8 こどもと高齢者等に対する交通安全教育の推進 9 交通安全施設等の点検・整備 10 その他、交通安全県民運動の推進に関する事項
警　察	<ol style="list-style-type: none"> 1 参加・体験・実践型の交通安全教育の推進 2 悪質、危険性、迷惑性の高い交通違反取締りの強化 3 適正な交通規制の実施と交通安全施設の点検・整備 4 道路利用者に対する街頭指導の実施 5 交通安全県民運動に関する各種広報資料の作成配布 6 各種媒体を活用した広報啓発活動の実施 7 その他、交通安全県民運動の推進に関する事項
道路管理者	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路パトロール等による危険箇所の把握・改善及びガードレール等安全施設の点検・整備 2 通学（園）路等に設置された歩道等の点検・整備及び障害物の是正指導など道路環境の整備 3 道路情報板等による交通安全県民運動の周知 4 その他、交通安全県民運動の推進に関する事項

交通安全協会 安全運転管理者協議会	<ol style="list-style-type: none"> 1 交通安全県民運動の実施に伴う連絡会議等の開催 2 交通安全県民運動の実施のための各種広報資料の作成配布 3 懸垂幕、立看板等の掲示による広報活動の実施 4 広報車等による広報活動の実施 5 事業所での交通安全講習会等による交通安全教育の実施 6 会員による街頭指導の実施 7 推進機関・団体に対する協力 8 明るい服装や反射材用品の着用促進 9 その他、交通安全運動の推進に関する事項
その他の実施 機関・団体	<ol style="list-style-type: none"> 1 交通安全県民運動の実施に伴う連絡会議等の開催 2 職員（会員）に対する運動の趣旨等の周知 3 地域における運動行事への参加促進 4 広報紙等の作成配布 5 懸垂幕、立看板等の掲示 6 職員（会員）に対する研修会等による交通安全教育の促進 7 その他、交通安全運動の推進に関する事項

別表1

◎ 佐賀県交通対策協議会構成機関・団体

佐賀県	佐賀県地域婦人会交通安全母の会
佐賀県議会	佐賀県商工会議所連合会
佐賀県教育委員会	佐賀県商工会連合会
佐賀県警察本部	日本青年会議所九州地区 佐賀ブロック協議会
佐賀運輸支局	佐賀県P T A連合会
佐賀国道事務所	佐賀県高等学校P T A連合会
佐賀労働局	佐賀県子ども会連合会
佐賀県市長会	佐賀県老人クラブ連合会
佐賀県町村会	西日本高速道路(株)九州支社 佐賀高速道路事務所
佐賀県交通安全協会	九州旅客鉄道株式会社
佐賀県安全運転管理者協議会	佐賀県保育会
佐賀県自家用自動車協会	佐賀県私立幼稚園・認定こども園連合会
佐賀県トラック協会	日本自動車連盟佐賀支部
佐賀県バス・タクシー協会	
佐賀県指定自動車学校協会	

以上28機関・団体(順不同)

別表2

◎ 推進機関・団体

佐賀県	佐賀県地域婦人会交通安全母の会
佐賀県議会	佐賀県商工会議所連合会
佐賀県公安委員会	佐賀県商工会連合会
市町（県内20市町）	日本青年会議所九州地区佐賀ブロック協議会
佐賀県警察本部	佐賀県PTA連合会
佐賀県教育委員会	佐賀県高等学校PTA連合会
佐賀県市長会	佐賀県子ども会連合会
佐賀県町村会	佐賀県老人クラブ連合会
佐賀県消防協会	佐賀県連合青年団
佐賀地方裁判所	佐賀県長寿社会振興財団
佐賀地方検察庁	佐賀県保育会
佐賀国道事務所	佐賀県私立幼稚園・認定こども園連合会
佐賀労働局	佐賀県女性と生涯学習財団
佐賀地方気象台	西日本高速道路（株）九州支社 佐賀高速道路事務所、久留米高速道路事務所、長崎高速道路事務所
佐賀運輸支局	
九州農政局佐賀地域センター	九州旅客鉄道株式会社
自衛隊佐賀地方協力本部	松浦鉄道株式会社
佐賀県交通安全協会	佐賀県高速道路交通安全協議会
自動車安全運転センター佐賀県事務所	自動車事故対策機構佐賀支所
佐賀県安全運転管理者協議会	佐賀自賠責損害調査事務所
佐賀県自家用自動車協会	佐賀県自動車整備振興会
佐賀県トラック協会	佐賀県弁護士会
佐賀県バス・タクシー協会	佐賀県公民館連合会
佐賀県指定自動車学校協会	佐賀県中古自動車販売協会
佐賀県医師会	軽自動車検査協会佐賀事務所

佐賀県歯科医師会	佐賀県農業協同組合中央会
佐賀県国公立幼稚園会	全国共済農業協同組合連合会佐賀県本部
佐賀県高等学校生徒指導連盟	佐賀県農業協同組合
佐賀県高等学校協会	佐賀県石油商業組合
佐賀県小中学校長会	日本自動車連盟佐賀支部
佐賀県経営者協会	佐賀新聞社
佐賀県建設業協会	朝日新聞社佐賀総局
佐賀県労働基準協会	共同通信社佐賀支局
佐賀県交通運輸労働組合協議会	時事通信社佐賀支局
佐賀県人権擁護委員会連合会	西日本新聞社佐賀総局
佐賀県民生委員児童委員協議会	日本経済新聞社佐賀支局
日本二輪車普及安全協会九州事務所	毎日新聞社佐賀支局
佐賀県建設労働組合連合会	読売新聞社佐賀支局
佐賀市個人タクシー協同組合	株式会社サガテレビ
J R九州佐賀駅構内タクシー協会	N H K佐賀放送局
佐賀玄海漁業協同組合	N B Cラジオ佐賀
佐賀県有明漁業協同組合	エフエム佐賀
佐賀県飲食業生活衛生同業組合	えびすF M
佐賀県旅館ホテル生活衛生同業組合	F Mからつ
佐賀県左官業協同組合	
佐賀県道路用コンクリート製品工業組合	
佐賀県石材工業協同組合	
佐賀県軽自動車協会	
佐賀県自動車販売店協会	

以上 9 2 機関・団体 (順不同)